

平成24年第2回美幌町議会定例会会議録

平成24年 3月 8日 開会

平成24年 3月21日 閉会

平成24年 3月19日 第5号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 1 2 号～議案第 3 5 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	早 瀬 仁 志 君	5 番	中 嶋 すみ江 君
6 番	松 浦 和 浩 君	7 番	上 杉 晃 央 君
8 番	岡 本 美代子 君	副議長 9 番	坂 田 美栄子 君
10 番	宗 像 密 琇 君	11 番	大 原 昇 君
12 番	吉 住 博 幸 君	13 番	橋 本 博 之 君
議長 14 番	古 舘 繁 夫 君		

○欠席議員

4 番 柏 葉 久 子 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹	平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹	谷 川 明 弘 君	児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹	井 上 和 俊 君	健 康 推 進 主 幹	立 花 八 寿 子 君
農 政 主 幹	高 木 恵 一 君	公 社 主 幹	広 島 学 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	戸 井 田 准 一 君
都 市 整 備 主 幹	岩 田 憲 次 君	施 設 管 理 主 幹	門 別 孝 志 君
住 宅 建 築 主 幹	佐 藤 修 君	水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君
病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君	事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君
教 育 長	川 崎 俊 郎 君	教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君
学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君	学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君
社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君	文 化 ホ ー ル 建 設 準 備 主 幹	石 坂 聡 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君	農 委 事 務 局 長	嶋 田 秀 行 君
選 管 事 務 局 長	武 田 孝 司 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事務局 長 高 坂 登貴雄 君 次 長 荒 井 紀光子 君
議事係 長 水 上 修 一 君 庶務係 長 松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成24年第2回美幌町議会定例会第12日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番宗像密琇さん、11番大原昇さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員長報告

○議長（古館繁夫君） 去る3月16日、議会運営委員会を開催いたしましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 去る3月16日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。

平成24年度関連議案の調査及び疑問点の

整理が円滑に進んだため、第14日目及び第15日目、22日に予定していた平成24年度関連議案の質疑を本日19日より開始することといたしました。

また、今後の議案審議の進行状況によっては日程を順次繰り上げるなど調整しますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上のことにより、議員各位と町長及び説明員の方々の御理解と十分な準備を含めた協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（古館繁夫君） ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本日から質疑を開始することといたします。

◎日程第2 議案第12号から 議案第35号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町住民投票条例の制定についてから議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を議題といたします。

議案第12号美幌町住民投票条例の制定について、質疑を許します。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） パブリックコメントを町のほうで実施しているかと思えますけれども、実際にあったのかどうかというのと、もしあった場合に、その主な内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 政策財務主幹。

○政策財務主幹（平井雄二君） ただいまのパブリックコメントの実施結果でございますけれども、正当な質問はなかったということでもあります。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及び

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今般、第16号、介護保険の料金の改定ということで、町長に現況についての確認と、今後の美幌町の対策について少しお聞きしたいです。

この介護保険につきましては、導入してからももう10年以上たちますけれども、美幌町の保険料については、来期も含めまして、全道、日本平均より相当抑えた数字で来ている。なおかつ導入当時の基金プラス助成金の導入により、美幌町の介護保険そのものについては、低額の中でもしっかりと基金の運用に回ったり、その対応の中で運営されていたと、私はそのように部局のほうからも聞いています。

その中で、今回、料金の改定があるという中で、実は道の安定化基金の取り崩しがあって、なおかつ美幌町の基金も、今現在ある基金を3年間有効利用するという中で対応と聞いていますが、まず道の安定化基金について、町長として道のほうにどのような形で対応したのかということなのではけれども、この安定化基金については、国、道、町村の持ち出しということで、当初つくった基金が、今回、第5期においての、日本全国平均で約5,200円になるのではないかと、標準金額で。そういう対策として、道のほうの安定化基金を今回取り崩すと。

その際、美幌町が積んだであろう1,200万円が返ってきますけれども、道、国が積んだ分も、私は市町村に返ってくるのかなと、運用させられるのかなというのがあったのですけれども、残念ながら国、道のほうは引き上げたということになりますと、今後、介護保険のためのこういう特別な基金がなくなるとなれば、今回かろうじて、第5期については美幌町の介護保険料が標準で500円で終わったという形をとりまして、大きな金額の値上げがなくて済んだというふうに思いまして、この部分については、私は美幌町の介護保険制度は、うまく利用したりし、運用できたと思っていますけれども、今後について、安定化基金がなくなることに応じて、各市町村も含めて、町長として道のほうに何か問い合わせたのかどうか、まず聞きたいのが1点。

それと、あともう一つは、美幌町の介護基金を今回3年間で流用するということになりまして、この3年間で運用資金が残らない限り、翌期、要するに第6期、7期に向けての基金の造成ができなければ、さらに3年後に、料金改定のときに、道の基金もなければ町の基金もないと。そうなりますと、美幌町の一般財源から基金には繰り入れできないというようなことも聞いていますので、そうなりますと、後年度にわたる介護保険に対する資金の確定については、既に考えなければい

けないのかなと。

そうなりますと、今回、500円の値上げそのものは、町民にとってはすごくいいことですけれども、上がることはよくないのですけれども、上がらざるを得ないというのが高齢化の話ですから、その辺で、一般会計からの繰り入れができないような措置がされている中で、今後、美幌町として、基金の造成は相当、新しい介護推進表からはできないものですから、この基金の制定について、道、国に対して、取り扱いについて、さらに、先ほどの質問と同様に、町長に、どのような考えをお持ちなのか、まずお聞きしたいです。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 介護保険ができて12年たつということで、当初は走りながらスタートしようということで今日まで来た。そして今回、3年ごとの見直しで、料金を見直しをさせていただきました。

それで、料金を500円、今回アップさせていただくという提案であります。これは、国、道、市町村が拠出したお金を、今回は町で積んだ分については戻すということで、その全額を今回は料金に、極力上積み、はね返りを少なくしようということで、道からの戻り、それと介護保険基金で積み立てた分について取り崩させていただいて、500円の値上げということでお願いをしているということです。

これは、私どもがどういう問い合わせをしたかということでもありますけれども、できれば道のほうも、道の基金についても、今、違う介護保険事業に充てるということで、道は道で考えておられるようですけれども、尋ねたのは、道の資金も充てられないかという話をしたのですけれども、充てたととしても100円程度の、値上げを抑える程度だということですから、道は道で、それであれば違うところに、もっと効果のあるところに使いたいというお話は、私、直接聞きました。

それと、今後のことでもありますけれども、私どもの町は本当に、在宅もそうであります

けれども、施設サービスが非常に充実しているということで、町民の方はそちらを使うと、サービスを受けるということで、値上げということは本来避けたいわけにありますけれども、そういった施設整備も充実してきたという中で、何とか500円の値上げを御理解いただきたいということでお願いしました。

それで、今後についてはどうなるかということですが、国の費用負担の問題でありますけれども、国にももちろん多く持っていていただきたいし、国は国の都合で、例えば介護報酬を今回は1.2%上げるというようなことですけれども、片一方では処遇改善の1万5,000円をばっさり切ってきたということで、結果的にそれはマイナスの改定みたいなことになっているので、こういうことのないように、国には今後も地方としてしっかりと声を上げていきたい。

その中で、この町の高齢化に対する福祉政策をどうするかについては、これはまた議会の皆さんを初め町民の皆さんと十分お話をしなければいけないと思っておりますけれども、いずれにしろ国が措置しなければ、やはりこの町の高齢者福祉を守るためには一般財源の投入ということも、万が一そういう状況が出てくれば、そういうこともやむを得ないのかなと。ほかのところを削ってでも、やはりその対応をしなければいけないということは、ある程度の覚悟をしていかなければいけないのではないかなと、そのような思いをしております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ありがとうございます。今の答弁の中で、道の措置の分が、ちょっと、僕もよく理解できなかったものから。

美幌町の介護保険制度そのものの金額については、全道平均から見たら相当抑えた数字の中で、よくこの数字でいけるなど。

今回、第4期が終わりまして、第5期については、標準で5,200円が平均になるの

ではないかというのが国のほうの、統計等が出ていましたけれども、今回、我が町は3,700円ということで、本当に、第4期も含めまして、相当低額で来ているというところでは、我が美幌町は、私は優良な町村だというのはわかります。

ただ、自分も不安なのですけれども、先ほど言った、美幌町の基金の運用についても、もう底がつくと。なおかつ道の方も今回は来たとなりますと、あした、あさって、要するに第5期が始まる段階から基金の造成が始まらないといけないけれども、この計画ではきつきつだとなりますと、先ほど言ったとおり、町長も答弁した一般財源からの繰り入れだとか、そういう構成か、もしくは条例の改正目がけまして取り組むのであれば、各管内の市町村長との、そういう連携の中での話し合いだとかが今は行われているのかどうか、そこをもう1点、お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） それぞれの町で、それぞれの状況が違うということで、ただ、共通できることについてはもちろん、期成会あたりを通じてやるということであると、そのように思います。

極力上げないように、そしてサービスは質、量ともしっかりと、ということですから、引き続き、我々の役割としては、施設整備についてはやはり民間の皆さんの力をかりて、その浮いた分を、本来町がやらなければいけない部分を民間に担っていただいて、施設の整備を進めていただいております。

本来やるべきことを町が肩がわりでやっていただいたということの、その軽減の分を、やはり多少ほかのところを辛抱しても、やはり料金が一気に上がらないだとか、あるいは在宅のサービスだとか、そういうところをしっかりとやっていかなければ、お年寄りが安心してこの町に住み続けられないということだと思いますから、そういうことは全体の予算の中でしっかりと、最優先課題として考えていきたいと、そんなふうに思っております。

す。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 町長の答弁を聞きまして、ほっとしました。

この介護保険、美幌町も、当初から見たら多分、倍ぐらいになっているのかなど。統計上では、当初、国全体で、導入当時、介護保険は3.6兆円からスタートして、現在は約8兆円。2025年には、統計上では23兆円になるのではないかと。我が町の高齢化率から考えても、美幌町の介護保険料も、10年後には多分、倍までいかないけれども相当ふえるという中での基金の話です。

基金を残すお金もありませんと、今回の第5期でもって美幌町は手いっぱい低額の中で努力したということの、努力した結果を、住民条例ではありませんけれども、美幌町民にしっかり教えてもらいたい。そして、今後、介護保険料の維持のためにはさらなる財源措置の中で、町民負担も含めた形での真剣な論議を進めないといけないという、この両方をいち早く町長が町民に説明してもらえということを確認して、質問を終わります。ぜひ答弁をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回は500円の値上げということで、町民の皆さんに負担をいただくことでもありますから、あらゆる機会を通じて御理解いただけるようなことをしっかりとやっていきたいなと思います。

国はとも、やはり、施設サービスですと、負担割合から言うと国も大きくなるので、多分24時間介護サービスみたいなことをやって、在宅にどんどんいききたいというような思いはあるかもしれませんが、ただ、地域性を考えると、この美幌町あたりは、半年間もやはり雪に埋もれて、そしてお年寄りが炊事、あるいは暖房のために火を使ったりする、そういうところから見ると、やはり施設サービスのほうに需要が高くなるというのは、これははっきりしていると思いますので、なるべく耐えられるところは耐えるよう

に、今後もやっていきたいと。

そして、この基金は、やっぱり、3年間のサービス量、そして給付費、これを見て介護保険料というのを決めるということでありますから、基金は余り、膨らむということ自体は、どうなのかなというように思いもちょっとありますので、3年間のしっかりとしたサービス量の見込みを立てて、その中で介護保険料を決めさせていただくことでもありますので、表現は適切ではないかもしれないですけども、その3年間でしっかり使うということが、サービス提供をするということがやはり介護保険料の精神だと思いますので、そういうことで、なるべく上げないようなことで頑張っていきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 町民会館条例の料金について、町長に一言だけ確認をとりたいです。

今回の料金については、旧第1ホールの料金から大幅に料金を変えない中でやりたいということで、今回、使用料につきましては、大きな金額の変動はないという数字を受けましたけれども、町長に再度聞きたいのですけれども、料金を上げない中で、町民に文化増進のためにしっかりと使ってもらうことが前提だと。そのために料金を抑えたので、多くの町民とともに文化について行動をとりたいという町長の発言がありましたので、この部分を再度しっかり、町長のお言葉をお聞きしたいです。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、松浦議員おっしゃったとおり、今回、新しくホールになるということで、料金を時間制にさせていただ

いたということで、文化団体の皆さんの話を聞くと、非常にいい制度にさせていただいたのではないかなと。

これも教育委員会の中で随分もんでもらいまして、やはり第1には町民の皆さんに多く使っていただきたいと、その思いがそういう料金体系を目指したということでもありますので、料金を高くして、使わないホールをつくったって、これはだめなので、多くの皆さんにやはり使っていただいて、喜んでいただいて、この施設はやはり美幌にとってなくてはならない施設だということを目指す、そういう料金体系にしましたので、今後も、料金体系以外のことでも、見る人にとっても、演ずる人にとっても、いいホールであることを目指していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 済みません。町長及び教育長でございましたので、教育長のほうからも、今の方向性についてお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） ただいま町長がお話ししたとおりでありますけれども、今回、総務文教厚生常任委員会の皆さん方によります事務調査もいただきました。その中での報告も、さらには口頭報告にもございましたとおり、この意を体して、私も積極的に第1ホールが使われるように、教育委員会としてもさまざまな行動、活動をとってまいりたいと、このように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号美幌町有林野条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号美幌町営住宅管理条例の一部

を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号美幌町図書館条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号美幌町マナビティセンター条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第27号の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第28号平成24年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

事項別明細書の款ごとに進めたいと思います。

なお、予算書の第2表、債務負担行為及び第3表、地方債に対し質疑する場合は、それに対応する事項別明細書の款の中で質疑をお願いします。

まず、歳出から。

1款議会費、74ページから75ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議会費を終わります。

次に、2款総務費、76ページから97ページまでの質疑を許します。

総務費のうち、戸籍住民基本台帳費は民生費のところで、地籍調査費は土木費のところで質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 大きく2項目について質問します。85ページの会館費の1項の会館運営事業費の舞台設備操作業務委託料についてと、89ページの12番諸費の防災計画だと思うのですがけれども、防災活動推進事業費についての2項目の質問です。

そのうちの、まず1回目は、85ページの会館費、会館管理運営事業費の舞台設備等操

作業委託料について質問します。

この内容につきましては、部局より、新しくできる第1ホールの運営に際して新設備が入るといことで、舞台の操作について、今いる館の運営の委託を受けている嘱託職員等も含んだ運営は当然だとなりますけれども、新たに機械の操作について外部委託をするという話を、説明を受けた中で、委託先につきましては、町内業者をあたる、もしくは町内業者を選定基準の上位に上げられないのか。なおかつ雇用対策という面、新規の就職先の確保という面でも、私は町内優先と感じておりますが、この方向について再度、まず説明願いたいです。1回目。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 町民会館の舞台設備等操作業務委託料の関係でございます。

今、松浦議員がおっしゃいましたように、町内を優先にということでございますが、私も町民会館の第1ホール、新しくなりましたところに、新たに音響設備、それから照明設備、そういった機械設備等を導入するわけでございますが、実際に稼働する段階で技術的なものが非常に要求されるという部分がございます。これは、おおむね3年程度、技術を持った人を雇い上げて、町民会館に勤務する職員、または実際に使われる分電の方々の中で技術を習得するという指導的な立場も含めて委託をしたいと考えております。

それで、先ほど言いましたように、おおむね3年たった後には、それぞれ町民会館の職員、あるいは分電にかかわる人たちが操作できるような体制をつくっていききたいという基本的な考え方を持っております。

地元業者の部分も優先的に考えるべきではないかということでもありますけれども、私どもはできる範囲で、直営でまず考えておまして、本来の舞台の照明の当て方、上からがいいのか、右からがいいのか、ちょっと僕らはわかりませんが、そういった技術を専門的にまず学んでいただいた中で実施していきたいという考え方を基本的に持っており

ます。

そのほか、もっと高度な部分につきましては、実際に舞台を使用する方々がそういった専門技術者を連れてくるというような中で対応していただくことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今回の聞き取りの中でも、総務部長からは3年間という部分の中で、業務委託したところにも学んでもらうという部分が私にはまだ理解できないのです。できない人にやってもらうのか、やったことがない人にやってもらうのか。もしくは新しい機械で運用したことがある経験が本当にいるのかということをお考えますと、地元の業者でやっても何も差し支えないのではないかと。そして、先ほど言った雇用対策という面においても、何で美幌町の人にしっかりお金を落とさないのか、そこの部分を聞いたつもりでございますので、もう一度その部分も含めてお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 今回の町民会館第1ホールの舞台装置、それから機械、音響、照明等につきましては、当然、美幌町でも、従来、スポットライトだとか、そういった部分で依頼している部分があります。それは単純に、業者に1回当たり幾らという形でお願ひしているわけでございますけれども、今回の考え方は、あくまでも地元で実際にやられる分電の方を中心としまして、その技術を習得していただきたいというのが大きな目的でございます。

それで、雇用の部分も、そういった部分を含めると、実際にやる方を雇用するという形になりますので、その辺は松浦議員、地元の方を優先するという部分では何ら変わらないのかなと思います。

ただ、これは、斜里町のゆめホールですか、それから北見の芸術文化ホール、そちらのほうの実績のある業者を選定した中で、実際に実績のある、技術を持った人をまずお

むね3年間ぐらい雇った中で技術を習得してもらいたいという思いがありますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） この件に関しては総務部所管でございますけれども、私ども、このびほ一るを使ってさまざまな活動をする、そういう立場でちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

今回の舞台、音響、それから照明については、要するに個別の話ではなくて、あのホールそのものをさまざまな観点から有効に使っていただくということで、実は雇用をすることではなくて、そういうノウハウを持った会社に対して委託をすることです。それがおおむね3年間ということでありまして、そういう委託をする中で、文化ホールを使っただけの方たちの中でそういう知識なり何なりを習得をしていただくと、こういう考え方でありまして、ここに掲示しておりますのは、だれかを雇用することではなくて、舞台、音響、照明、要するにホールそのものを運営していくためのノウハウを持った会社に対して委託をすると、こういう考え方であります。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たしか10カ月間の委託という中で聞いた説明が、私が間違っただのであれば、ちょっと、非常に自分でも残念なのですけれども、たしか10カ月間の雇用という部分で説明を受けたつもり……（「今年度は」と呼ぶ者あり）今年度はね。1名の10カ月という説明を受けたものですからね。

僕も聞き取りで帰ったのですけれども、ですから今その発言をしたので、ほかの人方を教えるという部分の賃金の発生についての説明がなかったものですから、私は、それが、地元の人が一生懸命覚えてやるのもいいことだと思うし、地元のできる方がもっともっと技術を習得する面でもいいと思います。

ただ、なぜ地元の人に最初からできないの

か。新しい機械ですので、地元の人でいいのではないのかなと。地元のための文化施設であって、今後永久的に地元の人に運用してもらおうという方向があれば、もう少し地元という意味合いを僕は強調すべきかなと思ったものですから、どうしてもその辺が、何で地元の業者ではないのかなと。公募をかけるだとか、いろいろな部分の選定に入るといいうのならわかりますけれども、はなから地元ではないのだという部分が、何か非常にちょっと、残念なものですから。

先ほど総務部長が言いました、複数の人となりますと、私が聞いたという考えの1人10カ月の雇用という部分の話が違うものですから、それであれば、今言った423万1,000円の中の人件費なりで配分する分について、もし説明できるのであれば、その資料をつくっているのであればお願いします。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 恐らく、総務部で説明をされたときには、これは委託をするわけですから、オープンが8月19日であります。ですから、6月から来年の3月までの10カ月間を委託をするということなのです。

ここに、1人という話がちょっとあれですけども、要するに委託先から人を派遣をしてきて、常駐するのが1人です。雇用という形でいけば、何かがあったときに、ではその代替だとかという問題が出てきますので、これは会社として、この10カ月間の委託期間中には、その代替も当然対応していただくということでもありますので、個人を雇用することではないということをもっと御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、町内の業者とお話しされておりますけれども、今、私ども、例えば音響を操作する、あるいは舞台装置を操作する、照明を操作する、それだけではなくて、もちろんそれがメインになるわけでもありますけれども、このびほ一るの舞台を全般的に、さまざまな観点から、そういうホール運営ということから言ったときに、では、美幌の業者さん

でそういう能力をお持ちの方があれば、当然のことながら発注するときに対象になろうかというふうに思いますけれども、個人と会社ということで、ちょっとお考えを別にさせていただければなというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） もうしゃべられないので、次に入ります。

89ページの防災活動推進事業費の説明の中で、新規採用も考えていると。採用については駐屯地のほうとの連携の中でもという言い方をされましたけれども、私は、一つ確認をとりたいたいですけれども、我が美幌町の、今、臨職、嘱託も含めまして、駐屯地からのOBの採用が複数名、今でもいると。その中にもそれぞれ、それなりの資格もしくはそれなりの職務の経験の方も多くいると思う中で、そういう方の配置転換も含めた部分というのは検討に入っていなかったのかどうか。ここの採用についての、今いる既存の職員の配置転換も含めた部分の検討は入っていなかったのかどうか、確認します。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 防災活動推進事業費の嘱託職員の考え方でありましてけれども、予算のときにも御説明申し上げましたが、新年度は地域防災計画を見直すという大きな作業がございますので、その中で雇用したいということでございます。

その中で、先ほど申し上げましたとおり、自衛隊との絡みもあるということも含めまして、自衛隊のOBの方をということでの考え方を申し上げたところでございます。

当然、資格については、特に防災士だとかそういったものを要求しているわけではございません。あくまでも計画をつくる段階での補助的な職員ということでの考え方でありまして、美幌町の嘱託職員の賃金と何ら変わるものではございません。

また、自衛隊の、既存に美幌町に雇用している方の配置転換も含めた中で、今回、嘱託職員賃金の要求でございますので、御理解い

ただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。ということは、防災担当としてふさわしい人も含めた中で、今雇用している人も含めた中での検討には入っているということなのでいいですね。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） そのとおりでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 松浦さん、オーケーですか。

○6番（松浦和浩君） はい、いいです。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2点お聞きいたします。一つは、86ページ、住民活動推進費にかかわって、二つ目は、88ページ、電算管理費にかかわってお聞きいたします。

まず、86ページ、住民活動推進費にかかわってお聞きをいたします。

この予算は、町として、防犯協会、暴力追放推進協会にかかわる予算だというふうに思いますが、実は先日の報道で、自治体が暴力団関係業者を町の契約から排除するという視点で見た場合に、残念ながら美幌町はその中に入っていないということで、不思議に思っているものでございます。

実は美幌町は、昨年、暴力団を排除して、相当、当初は大変な取り組みだったようですが、今ようやく安定して、町民手づくり、暴力団追放ということで20周年を迎えるということで、多分、全道トップに位置しているのではないかと思うのですが、したがって、暴力追放という点では、どの町よりも真剣に対応されてきたというふうに思うのですが、この報道を見る限りにおいては、その方針が貫徹されていないように見受けられるので、誤解を解くために、ぜひ町としてどのような姿勢で臨んでおられるのか、お示しをいただきたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 住民活動主幹。

○住民活動主幹（丸山俊夫君） ただいまの御質問でございますが、北海道の暴力団排除推進条例、これにつきましては、昨年、道のほうで施行になっております。

最近、美幌警察署のほうから、この条例に基づきまして、本町でぜひこの条例の制定に向けて検討願いたいということで来ております。

町といたしましては、この条例制定につきましては、安全・安心条例の部分もございまして、そういったことの条例も加味しながら、今現在、この条例について、制定するかどうか検討しているところでございます。

また、網走支庁管内におきましても、まだ暴力団の排除条例、制定しているところはございませんので、そういった支庁管内の動向も見ながら、現在、事務方としては、その条例に向けて検討しているところでございますので、よろしく御理解を願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、このように思っておりました。二十数年前は明らかに暴力団関係の業者がおられたと思うのですが、現在は、そもそもそういう土壌がない。したがって、ないという状況のもとでは意識的に排除という条例もいらないと言っているのか、そういう環境にないのをつくっていいか、そういう環境にないのか、中身ではないかと思うのですが、私は十数年前に美幌町に来ましたので余り詳しくはわからないので、いや、そうとは言えないという状況があるのであれば、それはそれでお示しをいただいた上で、仮に可能性があるのであれば、やはり条例はつくったほうがいいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 暴力追放の具体的な取り組みを、あるいは方向性を進めるという意味で、今、道のほうで、新聞報道にあったとおりであります。

町の今までの状況の中でお尋ねがございました。

暴力追放ということで特定はしておりませんが、かなり前に、暴力追放の、ふるさと祭り含めた取り組みが行われた以降、生活安全条例というものがございました。これは、いわゆる防犯が主でございます。

そのほか、交通安全条例という動きが同じ時期にあったところでありますが、私どもはこのときに、防犯の中に暴力追放も広い意味では入ってくるということ、それから、当時は阪神・淡路大震災以後の話でございまして、防災の根拠条例というのがないということもあったりして、当時、防災と防犯、それから交通安全を含めた、交通事故を含めた事故防止、これらをあわせ持った条例をつくらうということ、これも議会のほうからも、生活安全条例だとか交通安全条例をつくらないのかという御指摘もあったりしていただいておりますが、そういった動きの中で、くらし安全まちづくり条例というものをつくったところでございます。

この条例が今あるから暴追のほうも満たすというつもりは毛頭ありませんけれども、こういって今日に至っているというところでございます。

さらに、新聞報道にあったとおり、暴力団追放の取り組みというのいろいろと進化をしている、指をくわえて見ている状況には決してないということで、行政側としてもそういう思いでございますので、住民活動主幹が答弁したとおり、1日も早く条例制定に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 第1項目めは了承いたしました。

私自身、必要に迫られている町だという認識は全くありませんので、念には念を入れてということで対応されるようですので、期待をいたします。

2項目めに移ります。88ページ、電算管理費についてお伺いいたします。

予算に対する説明の中で、町のホームページ作成委託料252万円で、「など」が入っていたかと思いますが、ことしから電算管理費に計上された。昨年度までは広報広聴費に予算計上されていたものでありまして、町のホームページという性格上、本来は広報広聴費に計上が本筋だというふうには思いますが、電算管理費に計上された意味、行政上のメリットについて御説明をいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 電算主幹。

○電算主幹（植木恒則君） ホームページ作成委託料を広報広聴費から電算管理費に組みかえた目的とメリットについてお答えいたします。

ホームページの作成は、電算システムの更新に合わせまして、CMSと呼ばれる新しいホームページ作成システムを導入し、平成23年5月から運用しているところであります。

この新しいシステムは、ホームページの作成が専門的な知識を必要とすることなく比較的簡単に行えることから、職員直営で作業が可能なものについては直営で行うことにより、迅速で積極的な情報発信体制をつくっていきたいというふうに考えております。

また、直営で作業が困難なもの、高度な知識が必要なものにつきましては、この新しいCMSに詳しい専門技術者が常駐する業者に対して、電算業務と一括して委託することによって、効率的で経済的な事務処理体制をつくるとともに、技術的なサポートを強化していきたいというふうに考えております。

これらのことにより、ホームページ作成委託料は、これまでの約半額程度で実施できるというふうに考えております。

今回組みかえを行いました委託料の範囲内で、ホームページ作成の見直しにあわせまして、納付書消し込み業務、電算室サーバ管理業務の一部、それから電算室サーバのデータ

二重保管等を一括で処理することにより、効率的な電算システム管理体制をつくっていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 御説明いただきました。CMSという新しい体制の中で、費用が半額になり、しかも他の分野まで昨年の予算でできるということであれば大歓迎であります。

ただいまの説明の中で、ホームページは行政各分野からリアルタイムで載せられるという可能性に言及されたというふうに思っています。

よその町などでは、ホームページはなかなか大変なので、業者に逆に委託するというような流れが一つございます。美幌町は、新しいシステムを導入し、担当者でもホームページ、それぞれの分野の情報を発信することができるとなれば、非常に迅速な流れの中に昨年5月から入ったのだなというふうに思っております。

あるいは、督促などがより信頼性、あるいは省力が図られるということについても御説明いただきました。

そこで、再質問では、町のホームページの改善がずっと求められておりましたが、その改善が開始されたと、昨年5月からということで、まだ着手して日も浅いというふうに思うのですが、私も時々ホームページはのぞきますが、どこがどのように変わってきているのかということは、素人ではまだ実感できないというのが実態であります。現時点ではどういう変化が生まれてきているのかということをお聞きしたい。

あるいは、議会としても現在、ホームページで情報を発信できていないのですが、これからの分野がどの程度広がろうとしているのか、ぜひ、ごく近い将来にかかわる可能性の問題として、御紹介していただければありがたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 電算主幹。

○電算主幹（植木恒則君） 先ほどお話ししました、新しいCMSというホームページ作成システムにつきましては、職員、結構素人でも作成が可能なものになっております。

これまでの委託につきましては、今までのホームページは、本当に専門知識がないと作成できないということで、委託をしております。

今までは、原課の担当職員がホームページの作成及び修正の依頼の原稿をつくって、それを業者のほうに渡して、業者のほうでつくって、そしてまた、それを担当職員が確認して公開するという手順をとっていたところを、新しく今度のシステムでは、すべてではないですけれども、職員みずからつくることが、かなりの部分で可能になるということで、職員がホームページを作成する原稿を作成する時間程度のものでホームページ自体を直していくことが可能になるというふうに考えております。

この新しいシステムは、最近、他町村でも導入がふえてきておまして、この近隣でも、北見、網走等でも、このCMSを採用したホームページ、昨年5月からは、私どものページもCMSに変えたことによって、トップページ等もがらっとリニューアルをしてつくらせていただいておりますけれども、非常に、専門知識がなくても簡単につくれるということで、これから、ここの部分は、さらに町が情報発信を積極的にしていくということから考えたときに、ホームページの役割というのは、迅速に伝えていくという中で、今後も非常にその必要性は増していくと考えておりますので、積極的に進めていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 89ページ、防災活動推進事業費の中の嘱託職員賃金のことについてお聞かせ願いたいと存じます。

内容的に、疑問点整理の中でも、この嘱託

職員さんという方は、防災に関して特殊技能とか能力を含めた中での人ではなくて、そのことに関しては防災に関する委員会というところで処理するわけだから、今回求める仕事というのは、決まったことに対して文書整理、連絡ができればいい方ということで、嘱託職員賃金を見たという説明を受けている中でありますが、私が聞きたいのは、その中で、大きい意味では1点です。

防災といっても、今、行政側から説明があったように、特殊能力、特殊技能という観点ではなくてということなものですから、かくなれば、同じ文書整理にしても、連絡にしても、365日、朝から晩までという意味においては、防災ばかりではなくて、主が防災関係の仕事をしてもらっても結構でございますが、365日、朝から晩まで忙しいと思うところがないものですから、どういうグループに所属して、他の仕事も、あえて言えば町長の送り迎えも含めてやっていただくようなこともあっていいのかなと思うところでありますが、そこら辺、どこのグループに所属して、防災だけの担当職員という形の位置づけなのか、いやいや、他の仕事も内々兼務していただくよという趣旨なのか、そういう意味で説明していただきたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 現在考えておりますのは、総務グループに位置づけするという考え方でございます。

ただいまおっしゃいましたように、防災で嘱託職員ということで雇用するわけでありまされども、当然、グループ内の仕事をグループ内で、いろいろ仕事を持っていますので、手のあいたところは当然、他の業務もやっていただくという考えでございますので、よろしく願いします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 89ページの防災活動の推進事業費にかかわってなのですけれど

も、町のほうでは自主防災総合訓練、ことしは南地区で行うということでお聞きしておりますけれども、町長もいろいろな機会に、やはり、北海道というか、とりわけ冬期間の防災対策、そういった観点から、例年冬期間にやっていないのですけれども、そういう、東北の被災地の状況なんかを考えた場合、冬期間はやっぱり暖房のない、例えば避難所で、そういう避難の訓練だとかを含めた、そのような考え方を新たに取り入れたりするようなお考えはあるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 昨年からいろいろな御提案をいただいています。凶上訓練をしたらどうだというようなお話も含めてです。

今、国が骨子を発表しまして、防災計画、見直しをするということで、この後は道も出てくると思います。そして、それらと整合性をとって町の地域防災計画をつくるということになっておりますので、その中で、訓練も含めてどういうことができるかということも、やはり検討していかなければいけないのではないかなと思っております。

最悪の事態は、今、議員おっしゃるように、真冬の夜中に何かあったときにどうするかというのがやはり、防災上、この地域におけるやはり大きな課題だと思いますので、もちろん地域の皆さんの声を聞けというようなことも含めて、この計画の中でしっかりと取り組んでいかなければいけないと、そんなふうに思っています。

ただ、4地区に分けた防災計画自体は、自治会連合会が主催するという形になっていきますので、その中で、どうできるかもやっぱり、いろいろ協議しなければいけないと思っていますので、計画に向けてまた、いろいろ検討していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 当然、自治会連合会等との、そういう計画で行政との連携をとっ

ていくということですがけれども、私、テレビで以前見た中では、地区のセンターに子供たちが寝袋とか毛布を持って、実際に一晩、電気がない中で体験していくという、地域の人たちと子供たちがそういう体験をしながら、やはり冬期間の、実際に災害が起きたときの状況なんか、どの程度大変なのかを地域住民と子供たちが一緒になって体験するというようなことで、非常に有意義な取り組みだなというふうにも、私もテレビを見て関心しましたので、ぜひ今後、自治会連合会等との協議の中で、可能であれば積極的に、町からも協議しながら取り組んでいきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（古舘繁夫君） 答弁はいいですか。

○7番（上杉晃央君） はい、いいです。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、総務費を終わります。

次に、3款民生費、98ページから119ページまでの質疑を許します。

総務費の戸籍住民基本台帳費を含めて行います。（発言する者あり）ちょっと待ってください。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 101ページ、民生費の高齢者福祉費の一般事務費、この中にあります緑の苑移転改築事業費、低所得利用負担軽減事業補助金、緑の苑ユニット型個室利用者負担減、激変緩和事業補助金の緑の苑多床室運営費補助金について、まとめて、この分だけ質問いたします。

2年前、民営化についての協議の中で、これらの分については町のほうから、福祉対策の一環として、今入居されている方々に対してもしっかりとした所得の分の対応をしたいということで、いろいろな議論の中で、私も数字の確認をしながら、採択に向けての議論の中に入っていました。

今回、この数字が、数カ月前からある程度

の数字を聞いていますけれども、再度、この議場にて確認をとりたく質問します。

まず、大きく、今回、入居判定というのか、新築に移るに当たりまして、多床室に入る方の料金、要するに2段階層の人方が多いのかなと思うのですけれども、この方々の料金が、ある程度の金額のまま、数年間というのか、今後もいくということで、多分44万円ぐらいだと思うのですけれども、この数字が間違いなく計画どおりにいったという部分を確認をとりたい。

続きまして、社会福祉法人減免の適用について、国、道、法人も含めまして、その調整がきちんと適合された中での取り扱いが間違いなく可能だという部分についての説明を受けたい。

多分、事業補助金から追っていくと、法人のほうも数百万の負担が、施設を運営している以上ずっと続くのではなかろうかと。この分は法人に相当かぶってもらえるという部分だと思いますので、この部分について、もし、細かい数字ではなくてもいいですけれども、ある程度の数字を発表してもらいたい。

続きまして、今回新築に移行なさった方々以外に、今後入居なさる方々については、入居判定委員会等が適宜きちんと行われて、その中に、美幌町の民生からも担当が行くのではないかなと思うのですけれども、その人数だとか役職がどうなのかもお聞きしたいです。

まず1回目、このぐらい聞きたいと。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（井上和俊君） ただいまの御質問でございます。

多床室に入る方の金額でございますけれども、多床室につきましては、旧の施設の多床室と、現在のところ同じ金額となっております。

続きまして、社会福祉法人の減免に関してでございますけれども、これにつきましては、法人とも何回も協議をした中で、法人と一緒に社会福祉法人軽減という形をやっ

くということを確認をとってございます。直近で、3月17日に施設長とも再度確認したところでございます。

また、オホーツク総合振興局とも昨年の11月から協議を重ね、去る3月7日に、最終的に手続等の確認を今行っているところでございます。

最後の入所判定委員会でございますけれども、平成22年4月1日に移行になって以来、入所判定委員会というのを要綱に基づきましてつくりまして、厳密に判定しているところでございます。おおむね3カ月に1回程度開催してございます。

委員の構成でございますけれども、緑の苑の職員が6名、町の職員2名ということで、高齢者福祉と介護保険の職員、主査職が2名入ってございます。そのほか、地域包括支援センター、それと第三者ということで、計10名の委員の中で厳正に判定しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 若干補足説明させていただきますと思います。

1点目の金額については、多床室については、現在入居されている月額3万7,010円ですか、年間44万4,120円については変更ございません。

それから、低所得者対策の社福軽減については、これは町が負担する分と法人が負担する分が出てきます。町の負担金額については、予算で計上している467万8,000円のうち、国、道の補助金4分の3が入ってきますので、実質117万円の負担であります。法人の負担については、利用者負担総額の10%の2分の1ということで、おおむね360万円の負担になってございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 緑の苑の入居者の金額の負担の分が、やはり私も気になったもの

ですから、当初の予定どおり、美幌町の言う2段階層、多床室30人につきましては、おむねの金額の増減が見られなかったと。社会福祉法人軽減適用も、今のところ特段問題なく進むと。

ただ、美幌町の負担については、道、国の公費負担の分があるので117万円で推移できると。ただし、法人のほうは意外と大きな金額になるのだろうということで、結構法人のほうも運営のほうは、この300万円は見ないといけないということになりますので、ここで気になるのが、入所判定のところなのです。

今入っている方々の相当数は、激変緩和という形で、入所している人方のお金はふえないけれども施設のほうはそれなりの適用額が入ってくると。この差額が激変緩和の分で美幌町が埋めると。

多分、2段階層でいくと、44万円の方が新築時、ユニット、個室の場合は六十数万円になる。3段階層では100万円を超えるという部分がありますけれども、この激変緩和も、実は今入っている人方のみでございますので、今後入る方、要するに運営上を考えますと、少しでも所得の高い人のほうが運営上はよくなるという部分で、この分についても、仮に3人入居する人ができたからといって、3人が全員所得の高い人を選ぶだとか、そうでなく、所得の低い人をどうするのだという部分が、新型ユニットになった場合のホテルコストの値上げの部分で、入所料金が2段階では約1.5倍ぐらいになっていますので、今後入る町民のことを考えますと、入居時の判定と施設運営上を考えた場合、美幌町の言う多くの人に利用してもらおうという部分が、この職員2名の分で管理、監視というのですか、協議も含めて十分いけるのかなと。

再度この分を、もう1回、広く説明してほしいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 最初に、まず1点目の、今後新たに個室ユニットに入居され

る方について、いわゆる軽減措置はないかということだと思っておりますけれども、これについては、今説明したとおり、新たに入居される方については、法人と支庁とも協議いたしますけれども、社会福祉法人減免ということで、それについて対応していきたいということで、法人も了解して進めることになってございます。

もう一つ、入所判定委員会について、これは、あくまでも所得によってどうのこうのではなくて、介護度に応じて、当然、判定委員会の中で、入居される方も名前を伏せて、公平にやるために、介護度の状況に応じて入所判定委員会で行ってございます。その中で、今現在135名の方の待機者がいる中で、判定委員会も3カ月に1回という中で対応しているところで御理解いただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 最後に、待機者が135名ということを知りましたので、民営化して新築という形の中で、町民もしくは町外から、新築に入りたい、ここに入りたいという部分が、相当問い合わせがふえたのかと。その中で、美幌町民からの待機者は、実際、新築した後ふえたのかどうかだけ、最後。要するに希望者。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） これは、移譲する前含めて、当時、全体を整理しますと170名ほどいらっしゃいました。その中で入所判定委員会をやっていく中で、今現在135名の人数になってございますけれども、これは広域的な施設なので、随時それぞれ緑の苑で受け付けをやってございます。美幌町民のみならず、その圏域の中の人の希望者数もあります。そういう中で、美幌町民からもそういう声もありますので、それぞれについては随時、緑の苑で受け付けを行っている状況にあります。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、民生費を終わります。

次に、4款衛生費、120ページから131ページまでの質疑を許します。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 121ページの道東ドクターヘリ運航圏拡大等負担金1点と、129ページ、131ページまとめて、この中のごみ処分場維持管理事業費の中の第Ⅱ期埋立処分場閉鎖計画策定業務委託料、それと、131ページの第Ⅲ期埋立処分場ガス抜き管設置委託料をお聞きしたいと思います。

まず最初に、ドクターヘリのことなのですが、一昨、新聞報道に出たときに、釧路につくるということで、あのときに、オホーツク圏の、ちょうど円をかくと届かない。旭川からもちょうど外れている、そして釧路からも外れているというような状況だったのですけれども、今これをやることによって、その分は解消されたのかだけをお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） ドクターヘリのご関係でございますが、今御質問ありました件につきましては、圏域が解消されました、今回、道東のドクターヘリは、釧路市立総合病院が基地になるのですが、釧路市立病院から100キロ圏内、こちらまで飛ぶことができ、しかも女満別空港に給油系の経路も可能ということですか、あと、今後につきましては、日赤病院にヘリポートを建設予定ということもございまして、可能だということを確認しております。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） ドクターヘリのごことはわかりました。

129ページの第Ⅱ期埋立処分場と131ページの第Ⅲ期埋立処分場のことでありますけれども、まず、129ページの策定計画の

ことをお伺いしたいと思います。これはどのような内容でやっていくのか、あるいは業者を考えているところが町内なのか、あるいは町外の業者なのか。

それと、131ページのガス抜き管、これに関しては、どのような立て方でガス抜き管をやるのか、その設置方法。このやり方によっては、委託しなくてもできるのではないかというような思いがあるのです。これは多分、処分場を埋めていくのでも、1日に1メートル、2メートル、3メートル埋まるわけではありません。そのようなので時間の猶予はあると思いますので、考え方としては、確かに業者に委託することによって潤うこともありますけれども、直営でできるものなるべくやったほうがいいのかなという思いがありましたもので、この辺のガス抜き管の設置の仕方、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） まず、ごみ処分場の閉鎖計画についてなのですが、これは、ごみ処分場を終了してから廃止するまでに、いろいろな、水質基準だとかかなり詳細に、厳しく求められております。そのため、浸出液処理施設の今後の処理計画、維持管理計画だとか、薬品の数量だとか、今後、機器の、どれぐらいもつかとか、そういう、これからかかる費用だとかをまず計画に入ると。

それから、第Ⅱ期、Ⅲ期の接続部分が、シートを張っておりませんので、閉鎖するに当たって、シートを埋める実施計画も含まれております。

それで、道にはまず終了した段階で届け出を出すのですが、その際に、今後の維持管理計画というものを添付しなければなりませんので、その計画書を策定するというところでございます。

それと、業者につきましては、まだ決めていないというか、恐らくコンサル会社になると思いますので、町外含めた業者になるかと

思います。

○議長（古舘繁夫君） ガスの話。ガス抜き管は、だれ。第Ⅲ期のガス抜き管の話は。

環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） ガス抜き管の委託につきまして、今、下にガス管が入っております。そして、それを埋め立てして、のり面に沿って継ぎ足していくというようなことを考えております。

それで、先に立てておくと、雪解けとかでのり面から雪が落ちてきたりして崩れる場合がありますので、徐々に埋め立てしながら立てていくというようなことを考えております。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 策定計画のほうですけれども、これは多分、Ⅰ期のものはまだ続いていると思うのです。その関係で、そのままずっとやっていくのがベターかなとは思っているのですけれども、ただ、できるものはやはり町内でという思いがあるものですから、町内なら町内の業者でできる場所がありますので、そういうところも考えていただいて、先ほどの答弁では町外を含めてというようなことを言いましたので、その辺も考えていただきたいと思います。

ただ、ガス抜き管、これは、のり面に沿ってやっていくのであれば、多分これは、太くても30センチぐらいのガス抜き管だと思うのです。それであれば、委託しなくても、余計直営でできるのかなと思うのです。その辺の考え方だけもう一度。

○議長（古舘繁夫君） 答弁は。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 最初の第Ⅱ期の委託料の件ですけれども、これは指名委員会の中で、町内外を含めて検討していきたいというふうに思っております。

2点目のガス抜き管については、環境生活主幹から答弁したとおり、これは道央環境センターが維持管理を含めてやってございますので、そういったものを含めて、今現在のと

ころ委託の方向で、道央環境センターにやっていただきたいという考え方で進めてまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 私が言っているのは、道央環境センターに委託するのもいいのですけれども、ただ、ここで別の項目で委託料というのをうたっているのです。それであれば、できれば、自分でできるものは、これはできるのです。このようなガス抜き管ぐらい。それであれば、それこそ急ぐような設置の仕方ではないですから、そういうことも考えていただいて、できればこういうところに経費をかけないで浮かせるというようなことを考えていただきたいという思いであります。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 大変失礼いたしました。道央環境センターと私は申し上げましたけれども、これは訂正させていただきたいと思います。これは、今現在考えているのは、町内業者含めて考えていきたいというふうに考えてございます。

大原議員御指摘の部分については、今後、実施の段階で検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 123ページの予防費のエキノコックス症検査委託料と野犬掃討業務等委託料、同時なのですけれども、エキノコックス症については、道内でも数十年前からいろいろな対策等をしていると思うのですけれども、このエキノコックス症検査という部分は、媒体を含むキツネもしくは小動物なのですけれども、これらの検査なのか、それとも人体の検査なのか、それともふんを含めた環境部分の検査なのか、ちょっとこれは、部局の聞き取りのときに漏れたものです

から、この部分をお願いします。

それと、野犬の掃討業務の部分については、無理難題なのですけれども、野良猫の分というのは、こういう部分には無理やり入れることができないものなのか、最後、二つです。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） ただいま御質問のありましたエキノコックス症検査につきましては、人への血液検査になります。

これにつきましては、キツネのふんの影響があるということで、エキノコックス症かどうかということを検査するために、町では18歳未満の方は無料で対応しておりまして、小学校3年生と中学校2年生については個別の通知をしております。

また、18歳以上の方には有料なのですが、300円の自己負担をいただきながら、町の住民健診の集団健診の場面で実施しております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 猫の話は。

環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） 野犬掃討の関係なのですが、野良猫というのは、動物の愛護法によって、処分を目的とした捕獲はできないことになってございますので、御理解願います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 猫の部分についてはまた後日、別のところで。

今のエキノコックス症の関係なのですが、たまたま、私も数年前から聞くことがなかなかだったので、このエキノコックス症につきましては、昔はよく水を飲んだらだめだとかとなっていましたけれども、私も、たまたま知り合いを通じて情報ももらっている中では、ふんの飛散、要するに、そこにキツネがいたからではなくて、キツネのふんが飛散してうつることになるのかなど。

そうすると、我が町の基幹産業である農業

の方々が草刈りをしたり農作業をする、もしくは休耕地を直したとかといった場合、相当数、被害を食うのは農業の方が多いのではないかとすると、この18歳以上無料の部分の集団健診の部分について、JAだとか農協団体、関連業界に通達だとかは出しているかどうかだけ確認します。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） JAのドックという健診もございますし、あと、健診につきましては、この検査もあるということで、がん検診、ほかの検診も含めて広く周知しております。

昨年度の実績につきましては、成人の方が137人、小・中が89人ございました。

また、これも含めて、ほかの検診も含めての検査の周知については、特にそういった農業地域の方にも、農協とも協力しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2点質問いたします。

その第1点目は、120ページ、それと、参考資料の50ページにかかわって、実は、前段の聞き取りの中で、こういう資料をいただいております。質問は、その部分は省略したいと思うのですが、美幌町の原因別の死亡状況を5年分、今回まとめていただきました。大変、今まで手が必ずしも打たれていなかったというふうに思っております、がん、肺炎、動脈硬化を原因とする生活習慣病などの死因が詳細にわかったという状況で、一定の今後の対応策もとられているというふうに承知しております。

そこでお聞きしたいのですが、このようなデータが既に手に入っているというふうになりますと、レセプトの点検で疾病ごとの医療費、あるいは患者ごとの医療費、さらには特定健診を受診をしている人、いない人による医療費の差額が、どうやらつかめる状況に

なってきたのではないかというふうに思っております。

そこで、これらは、私は素人なので、算出は可能ではないかというふうに思うのですが、簡単にコンピューター処理すると、私はコンピューターが得意ではないので、処理すればできるのではないかという、ちょっと言い方をするのですが、時間をかければいいのか、要は、やればできる段階に来たのかどうか、あるいは、やるとすれば相当時間のかかる作業なのかどうか。ぜひやっていただきたいというふうに思うのです。

美幌町の国保会計の中でようやく、医療費そのものについては頭打ちの状況に来たように見受けられるのですが、その他の費用を含めると、依然として1人当たりの国保の費用額はまだ右肩上がりになっておりまして、何とか対峙しなければならぬ大変な課題だというふうに思っているのですが、そういうものの基礎データ、例えば私で言えば、私の医療費は役場がつかめる、あるいは、私がかかっている生活習慣病で言えば、これは全部つかめると、そういうような状況になったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） ただいまの御質問ですが、現在、町では実施しておりませんで、東京にあります国保連合会の中央会のほうで、このシステムの作成が始まったというふうに聞いております。

ただ、これにつきましては、健診の結果と、あと医療の状況、あと介護の状況、お一人が、やっぱり健康づくりを頑張っておられたので、医療費が削減できておられたり介護保険の軽減があるという、お一人お一人がどういう状況なのかということを追うことができるシステムというふうに聞いておりまして、平成25年度運用を目指し、当の国保連合会のほうでもこれについて検討を始めたということで、せんだってアンケートのほうが来まして、町ではこれを使いますかというように御質問があり、医療給付のほうと

確認をして、これについてぜひ取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 入り口のところのデータが統計的につかまれたということで、それまでのデータは、今回、聞き取りの中でいただいています。

問題は、ここをベースにいたしまして、どう美幌町の国保会計あるいは町全体の医療費を引き上げる取り組みにこれを生かすかなのだらうと思うのですが、私ども総務文教が視察をいたしましたある町では、個人ごとにもデータはつかまれているのです。例えば大江であれば、非常にくせがあるので健康を害していると。そこは本人に聞かなくても、役場がもうデータをつかんでいると。どれだけ下げるとかということを保健師さんが私に向かって言うことができると、そういう状況になっているのです。

これも、したがって、統計処理はされた、今度は基礎データを統合することによって、余り時間をかけないでやれる段階が平成25年なのだというお話なのですが、町長にお聞きしたいと思っています。

これは、陳情を受けて返ってきたものとして、要請もしなければならぬのですが、平成25年にならないでも、できるだけ早く、道の国保連合会の理事を美幌町長がされているので、一刻も早く、保健師さんの雑務ではないですけれども、座って行くそれぞれの統計処理が大変なのだということで、美幌町も大変助かるのだと思うのですが、ぜひ早急なシステムの統合に向けて御努力をいただけませんか。その結果必ず、美幌町の大きな懸案であります地域の医療費の構造的な問題にメスが入ってくるのだらうと思います。

あわせて、それらを健康推進の、役場そのものの機能と国保病院の充実した機能とセットにして、いよいよ本丸にメスを入れるということをお考えいただけないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も全道の国保連合会の理事という立場で、特に、今、大江議員がおっしゃるように、北海道が取り組みが非常に弱いというお話も聞いておりますので、ぜひそういう場面でも発言をさせていただきたいなと思います。

それで、今、国保連合会では、電算処理して、我が町にも、今までペーパーで全部レセプトを見ていたのですけれども、コンピューターでできるということで、これからはさまざまな情報が、追跡調査を含めてできるのではないかなと思っています。

また、今、電子レセプトということで、国を挙げて今、開業医の先生を含めて進めているということで、これから先に向かっていくと、多分、国保ばかりではなくて社会保険も、他の保険も全体的にそういう状況が出てくると。そういうデータをもとに、医療であるとか保健だとか福祉だとか、それぞれの分野がお互いそういう情報に基づいてネットワークが組めるという状態が、多分これから先には出てくるだろうと思います。

それで、我が町におけるそういったネットワークを組む上でどこが重要かという、やはり国保病院が、やはり急性期を含めて病院にかかって、そこから退院していく、あるいは外科にかかって戻っていく、そういった情報を例えば保健だとか福祉のほうにどうつないでいくかということの、その核なるものがやはり国保病院だと思いますので、なかなか、一気にというのも難しい話ですけれども、ただ、着実に少しずつ動いてきているという実感は持っておりますので、さらに進めるような努力をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この点については、ぜひ、特定健診の受診率も30%を超えそうだという大変うれしいニュースも聞いております。しかし、まだ30%というのは、目標は多分65%ですか、それから見ると、まだ

道半ばに達していないということでもありますので、大いにデータを提供していただいて、健診を受けることは本人及び町にとって大変な財産なのだということを発信する機会をぜひつくっていただければというふうに思います。

病院がそのエンジンの役目も果たしていただけた時代にいよいよなってきたのかというふうに思いますので、そういう期待を込めまして、次に進みたいと思います。

125ページ、墓地霊園の管理事業費にかかわってお伺いたします。

これも、先週、疑問点整理と聞き取りの中で、一定程度は承知をしています。

そこで、現在の柏ヶ丘霊園の道路の状況は、どなたも御承知のとおり、非常に傾斜が強くて、雨が降れば上れないというような状況になっております。それから、柏ヶ丘運動公園に抜けることができないと。さらに、通常の、何というのですか、お盆以外の季節では、お墓に水を持っていこうとしても、何百メートルか歩かざるを得ないということで、お年寄りから苦情も届いていると、このような状況にあることは御承知のとおりであります。

そこで、現地も見ておりますが、公園管理のための倉庫と思われるものを撤去することによって、どうやら道路整備をして、どのお墓にもアクセスできる状況があるのではないかとと思われるのですが、そういうような状況で整備がいよいよ求められているのではないかとこのように一つは思います。

あわせて、連合町内会との意見交換の中で、災害避難所の柏ヶ丘運動公園へのアクセス問題が実は出ておまして、多分国道1本だけでは、必ず大災害のときには渋滞を来すということが見えておりますので、これらも視野に入れて、墓園の道路整備をいよいよ計画的に進めなければいけないのではないかとこのように思っているのですが、解決策をお持ちでしょうか。あるいは、その程度の腹は持っているということなのではないでしょうか。

最初は民生部になるとは思いますが、民生部自体で御計画をお持ちでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、疑問点整理の中でもちょっと御答弁させていただきましてけれども、現状としては、大江議員おっしゃるとおり、道路については傾斜等があって、大雨、災害等を含めて、直営で補修等を行っている状況にあります。

今回、緊急雇用の中で、平成22年度に実施した全体の墓地の整備を含めて現況調査を行いました。議員御指摘のとおり、いろいろな、空いている場所を含めて、墓地の台帳と突合しながら、使っていない墓地の所有者等については、適宜、計画等について個別に通知しているところであります。

御質問の整備については、現段階においては維持補修程度のことを考えていますけれども、今後、大江議員おっしゃるとおり、やはり、急斜面等もござりまするので、現況を見ながら適切な対応をして、考えていきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 予算の費目からいきますと墓地霊園等管理事業費なのですが、多分これらも防災上の観点が求められてきているなというように実は思っています。その点で、質問の最後にしたいと思うのですが、多分、町長の耳にも届いているのではないかとこのように思います。

3.11の後だということもあって、私も所管としましても、雪の中でどうやって避難所にたどり着くかということ、この議会終了後直ちにやらなければいけないというようにも考えているのですが、ぜひ行政のトップといたしまして、頭の片隅ではなくて真ん中辺に置いていただければありがたいというふうに思うのですが、最後にいたします。どうぞお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御質問の霊園墓地ですけれども、ちょうど彼岸の日で、実は日曜日も町民の方から電話をいただきまして、御提言をいただきました。除雪の関係でありましたけれども、お年寄りが多いということで、なかなか入っていきませんよという提言をいただきました。

それもそうですし、ああいう傾斜地でありますから、どうできるかはちょっと検討を要すると思いますけれども、特に水を持っていくというのは大変だというのはよくわかる話なので、どうできるかはちょっと研究させていただきたいと思います。

あと、災害時でありますけれども、もちろん災害時には、あそこは、公園内道路ですので町道にしておりませんので、基本的には公園内は、一般の車両が往来するということは、通常では多分考えられない、安全上、多分だめだと思いますので、災害時にどうするかについては検討してみたいと思います。災害時になって、行ったらとまっていたなどということにはならないと思いますので、そういう検討もしてみたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、衛生費を終わります。

暫時休憩といたします。再開を1時15分とします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5款労働費、132ページから133ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、労働費を終わります。

次に、6款農林水産業費、134ページか

ら151ページまでの質疑を許します。

5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 139ページの戸別所得補償制度推進事業を質問いたします。

6次産業化などにチャレンジする女性を優先的に支援するという内容の補助事業があります。それはどういう形で予算に反映されておりますか、お伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 農政主幹。

○農政主幹（高木恵一君） 6次産業化に伴います女性枠の予算についてでございますけれども、国が農水省の予算の枠の中で言うておりまして、町の予算に関しては、今の時点では直接的な部分はありません。ですけれども、これからいろいろな補助事業だとかが入ってまいりますと、年度途中になるかと思っておりますけれども、そういう枠が計上、途中補正ですることになるかもしれませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） それに当たりまして、PR、研修とかそういうものに対しても補助事業がありますよね。それで、美幌町としてはどのようにPR、宣伝、そういう活動をされていくか、ちょっとお伺いしてよろしいですか。

○議長（古舘繁夫君） 農政主幹。

○農政主幹（高木恵一君） 農水省は、平成24年度におきまして、人・農地プランという新たな政策を打ち出しております。ことしの2月から説明会等も行われておりますけれども、国の段階でもまだ未定稿という状況にございます。

周知については、市町村段階については4月ないし5月、早い時期に、いろいろな、Q&Aというか、都道府県なり市町村と農水の実施方法ややり方について、やりとりをしております。それがなかなかまとまっていないうようなこともございまして、この辺がまとまり次第、周知をしたいと思っております。

あわせて、農協のグリーンタイムだとか、

町の広報だとか、いろいろな形の中でやっていかなければならないことだと思っております。4月入って早々に、この辺を進めるべく考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありますか。

13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） ページにつきましては135ページ、農業総務費、下段の一般事務費。

昨年は、ここにTPP啓発対策ということで予算が計上されておりました。しかし、ごらんとおり、ありません。

町長は、町政執行方針の中で、約半ページを割いて、締結阻止に向けた取り組みを行うということですが、意気込みは感じられます。具体的に取り組みについてお示しいただきたいと、そんなふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 農政主幹。

○農政主幹（高木恵一君） 平成23年度の予算におきましては、啓発するための啓蒙を掲載ののぼり旗等を見ておりました。年明けまして、これを一括購入して、町内のあちこちに掲示をさせていただいております。

啓蒙・啓発用ということで、平成23年度に用意したということで、平成24年度においては予算は計上しておりません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 昨年、平成23年度の中で、のぼりだとか、町の中に、今、いろいろなところで掲げていただいておりますけれども、多分、ああいう町というのは、僕も北見に行ったりしますけれども、ほとんどないようなことで、一つには、やはり住民の皆さんに、このTPPというものがどういうものなのかということをお聞かせいただきたい。そして、この地域において大変な危機に陥る可能性があるということで、そういう周知の方法と、あとは、前にもお話ししましたように、いろいろな団体、各界、各層と、やはり

連携して取り組むのが一番だろうと、そんなふうに思っております。

ここ1週間ぐらい前から、ホクレンも新聞に一面の広告を出しておりますけれども、まさにあのおりだと思えます。国は、地方を捨ててどこに行くのだというような論調で一面の広告が出ていましたけれども、私は、意気込みというか、この問題についての姿勢は全く変わっておりません。予算が、平成23年度である程度やってきたことがありますので、その上でまた、新たな取り組みができる部分についてはしっかりとやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） 大体わかりましたが、政府は、今年度から関係国との協議が始まるということで、今年度は、ひょっとしたらもう一歩前進するようなこともあろうかと思えます。町としても気を抜かないで、この際、今まで同様の行動をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 答弁、だれかする？（橋本委員「いいよ」と呼ぶ）

ほかに。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 137ページ、説明の5、エゾシカ対策事業費であります。その中の農作物獣害対策事業補助金、これは、大体話はわかってはいるのですけれども、この補助金の後の対策を、これからまた補助金だとかいろいろ出して、あとは町の考え方をちょっとお聞きしたいと思えます。（発言する者あり）

済みません。勝手に私、解釈していて、この間、説明をしていただいたときに、ただやるだけではなく、例えば肉の加工所とか、何というのですか、解体する場所だとか、そういうことを、これからやはり、出すだけ出して、その後始末の補助も必要ではないかというような思いであります。その辺の

ことをいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 農作物被害対策ということで、駆除のことについては御理解いただいているということ为前提に、その後どうするのだと。そして、今においては、処理場で処分をさせていただいているという状況でございます。

もうちょっとそれを一歩進めて、事前にもちょっとお話をさせていただいておりますけれども、何とかシカを有効利用できないかということで、国のほうもメニューをいろいろ見つけております。

補助率的には2分の1でございますけれども、それを実現化するには、まだ解決しなければいけないことが結構ございます。どうということという部分でお話をさせていただければ、販路の問題は、それなりに肉を必要だという方もこのごろ大分出てきて、道内ではなかなか、シカを食べるといふ部分では、まだなじみが、もともとは狩猟したものをいただいて食べるということもあって、なかなかだめなのですけれども、本州等ではそういうニーズがあります。

やはり、肉として、言うならば有効利用できる形での捕獲をどうするかというのが一番問題であります。今の狩猟というのは、とりあえずやっぱり数を減らしてほしいということでシカを撃つわけですけれども、中にはやっぱり、おなかをねらったり、例えば肉にするのであれば確実に首以上のところの、主たる肉に影響のないところとか、あと血抜きをどうするかとか、そういうシカの確保をきちんとできるような体制を施設と一緒にどうつくれるかというのが今、なかなか解決できないところであります。

一応、内部でもそういう検討をしながら、町長、副町長にも相談はしているのですけれども、まだなかなか、全体を詰め切れないので、私どもの今持っている案としては時期尚早ということもあまして、何とか、担当としては前へ一歩踏み出せるような、計画とし

て、また皆さんに御相談できればというふうには思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） エゾシカの被害というのは相当、美幌だけではないと思っております。できれば、そういう考えであるのであれば、近隣町村だとかと連携を組んで、できればそういう施設も、ばらばら個々につくるのではなくて、やはり、自分たちの負担を少しでも下げるためにもやって、また、そういう方策を立てていただきたいというような思いであります。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 141ページ、畜産業費の中の牧野維持管理事業費、全体を通してお聞かせ願いたいと思います。

公社が解散という運びになって、牧場を守るという趣旨で直営ということは、今の段階においては仕方がないだろうと思うところがありますが、今後含めてどのようにお考えなのかということと、これこそ事業展開も含めて、広く町民にパブリックコメントを求める行為でもあるのではないかと思うところがあります。

直営という意味では出発の年でありますので、そこら辺の考え方をお聞かせいただければありがたいかなど。これについては町長から答弁をいただきたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 公社の代表取締役という立場で、私のほうからまずお答えを申し上げたいと思います。

公社解散につきまして、一定の御理解を賜ったこと、本当に感謝をいたしております。

御承知のとおり、昭和48年から調査が開始されて、約14年間ほど、事業着手、利用開始含めて、そういう長い期間を重ねてまい

りました。そして、40億円余りの巨費を投じて開設されたという峠牧場、本当に公共牧場としての存在意義はどうかかと、今は本当に大きな曲がり角のところにいる状況であります。

私どもも、責任者ということで、経営陣、懸命に取り組んでまいりましたが、今回こうして解散という厳しい状況に至っておりますこと、本当に残念に思っております。

また、いろいろと、これまでお世話になった、公社の取締役で参画していただいているJA初め、肉振だとか酪振、それぞれの関係諸団体、あるいは歴代公社役員の皆さん初め、議会もそうであります。議会の皆様にも本当に御心配をかけていただきました。

さらに、町内外の蓄主の皆様にも、特に今後も利用を希望されている方々がいるわけでございます。本当にそういう方にも大変御迷惑をおかけすることになること、本当に申しわけなく、おわびを申し上げたいと、このように思っております。

吉住議員御指摘のありました、今後どうするのかということでは、我々残された使命、まさにそのことに尽きるわけではありますが、やはりこの施設を、いかにして町民の幸せと町益に結びつく施設として今後につないでいくことが、これは大事な使命であると改めて心に刻んでいるところでございます。そういった意味では、これからは議会の皆様の御指導、御支援を賜りたいと、このように思っております。

そういう思いで今後取り組みを進めてまいりたいと思っております。どうか御理解を賜りたいと思います。

○12番（吉住博幸君） 今、公社の社長ということでは聞いたけれども、町長は何ものかい。ないのならないでいいのだけでも。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、副町長のほうからもお話がありましたように、時代的な役割は終わったということで、公社運営も3月3

1日で清算すると。そして、その後については、平成24年については直営でやらせていただいて、放牧だけと。その中で、やはり、民間含めて、再度、仕切り直しになりましたけれども、そういう道を探っていきたいと思えますし、余りかけ離れた運営というのはちょっと、いかがかと思えますので、そういったところを中心とした、いわゆる多様性のある、そういう受け皿ができないかどうか引き続き検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） それで、お答えになっていただいているのが1点ほどありますので、それは、そういう腹構えも含めて、広く町民に、今のありよう、それから、少なからず、今、町長がおっしゃったように、将来受け取る場所があらわれるまで、やっていくならやっていくという趣旨だったと私は受けとめますので、腹構えとして、直営であるけれども、そういう関係上、ことしは、直営という意味ではこの金額であります、その期間、それなりの覚悟をしていただきたいというのが、私は数字ではないのかなと思っていたものですから、その点について、もう一度町長からお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目に答弁させていただいた思いであります。

ただ、これが5年、10年ということには、なかなか切り切れないと思っておりますので、どこかの段階で、やはり判断をしなければいけない、決断をしなければいけないと思っております。

あと、これがパブリックコメントに適するかどうか、またはそういう手法がいいのかも含めて、これは検討の余地がありますので、考えてみたいと、そんなふうと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さ

ん。

○12番（吉住博幸君） ただ、私はあえて手法ということでパブリックのお話をさせていただきました。私ではないのですが、一般質問を通して、しっかり、きちんとした、思い切った手段も含めて考えたらどうだという内容のことだったなというふうに記憶しているものですから、そういう意味では、ある一定期間にしても、今、町長がおっしゃったおりのことを広く町民に語りかけ、御理解願えることが一番肝要ではないかということでもあります。

しつこいようでありますけれども、そういうことも一つの、直営の姿の認められることではないかと思っておりますので、もう一度、お考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 必要に応じて、さまざまな手段で町民の皆さんの理解を得るような努力を今後していきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、農林水産業費を終わります。

次に、7款商工費、152ページから157ページまでの質疑を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 156ページ、観光費にかかわって、1点お尋ねいたします。

観光和牛まつり、400万円の補助金が出されて、多分、現在は、先ほど議論がございました峠牧場、舎飼いがされているということなので、ことしの美幌のブランドの牛は確保できるのではないかというふうには思っております。そこの部分を一つ、確認をさせていただきたいのと、完全に舎飼いを行わないとなりますと、肥育段階まで持っていく牧場が一つ消滅してくるかと思っております。その場合に、観光和牛まつりと銘打った美幌の特徴あるまつりが、峠牧場の夏期放牧のみということで、大きく流れが変わらざるを得ないだろ

うと思うのです。来年以降の祭り存続に向けて、どのような、受け皿が町内にあれば、それは存続できるかと思うのですが、その辺の見込みを含めまして聞かせてください。

○議長（古舘繁夫君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（戸井田准一君） 今の観光和牛まつりについての御質問でございますが、平成24年度、要するに新年度に関しましては、現在6頭の牛が用意されているところでございます。

なお、今後につきましても、そのような、牧場で今まである程度飼っていたと。そのほかにも、例えば榮森の農家に預けていただとか、何頭かそういう牛も今までございます。

今後、観光和牛まつりをなくすという話は、今のところ一切出ておりません。牛の問題で今後、生産者も含めて、業者も含めて、どのようにやっていくかといったことでは、検討しようという方向になっているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、商工費を終わります。

暫時休憩いたします。1時50分まで。

午後 1時39分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8款土木費、158ページから169ページまでの質疑を許します。

総務費の地籍調査費を含めて行います。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 161ページの説明2、除雪対策事業。

この中で、今現在、相当美幌町では、除雪なんかは、他町村と比べると優位というのはわかっています。ただ、今までの除雪体制、例えば除雪車につき車が何台だとか、あと誘

導員の関係、どこどこについているだとか、あと通行動めの関係ですか、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（門別孝志君） ただいまの御質問なのですけれども、誘導とかは、実際に排雪をやる時、その路線の規模だとか排雪する量によって人員体制は流動的に変わっております。

あと、車両につきましても、通常は直営車、今、雪を運べるトラックが2台あるのですけれども、それで小規模な排雪をやりますけれども、業者の方の排雪トラックを借り上げてやるといった、直営以外の場合はそういう体制になるのですけれども、その場合には道路の幅員等の関係で、大型ロータリーでトラックに積み込みをするわけなのですけれども、どうしても、札幌市だとか岩見沢のように前方にトラックを置いて積み込むといったような型式ではなくて、横にシュートがあって、トラックを横づけしながら、平行に走りながら積んでいくというような装置なものですから、それを使うのもある程度限られた、ある程度の幅員がないとそういう体制がとれないということで、一律的に、除雪、排雪関係では、車両の体制、この場合はこうだとは言いきれない部分もあります。

先ほど御質問にあった内容をちょっと、申しわけないのですけれども再確認させてほしいのですけれども、うちの一斉出動ありますよね。業者さんと直営ですべての地区を除雪するといったようなまず体制が一つと、それから排雪、このときの体制。これが、先ほど私が申し上げたのは直営プラスアルファなのですけれども、時には業者さん全社にお願いしてやるというのもあるのですけれども、どの辺までお答えすればよろしい……（大原議員「排雪だけ」と呼ぶ）排雪だけでよろしいのですか。

排雪は、今言ったように、大規模な排雪、これは、業者さんに方法等も、方向性は町が指示しますけれども、細かいところは各業者

さんにお任せをしてやってもらおうと。そのときには、時にはトラックを使って排雪、もしくはロータリーを使って積み込みと。もしくは、ロータリーがないところについてはバケット式のショベルで積み込むと。または、業者によっては直営と組み合わせた排雪といったような対応で行っております。

よろしくをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 私のちょっと聞き方も悪かったですけれども、排雪のことだけなのですけれども、直営と業者が入っての大きいところの排雪のことで、いま一度ちょっとお聞きしたいと。

例えますけれども、西4号線になるのかな、公園通り。ああいう広いところであれば、今お聞きすると、除雪車は横にしか飛ばせないというのだのですけれども、もしそれが、前だろうと横だろうと、あそこは広いですから、小さい車で結構、4トン車とか2トン車で、ただ車の数だけ多くしてやっている。それであれば、除雪費を下げるつもりであれば、大きい車を投入して、台数を少なくして、徹底して、通行どめなら通行どめにしてやる。今、何もかも中途半端なやり方。

例えば通行どめにしても、横をすり抜けられますから、何ぼ誘導員の方がとめていても。常識がないですから、今の人たち。大変申しわけないのですけれども。そこをどんどん行く。かえって危ない。それなら、やるならやる、徹底して通行どめしてやる、その1区間を。それだとか、車の持ち方によって相当除雪費も下がる。そうしたら、その分、今度は別なところでまた使えるというような思いがあるのですよ。その辺を、いま一度研究をしていただいて、コストのいいように、ただ列を連ねてやるというような方法では、もう昔のようなやり方ではできないと思うのです。やっぱり少しずつ考えていただきたいというような思いであります。

○議長（古舘繁夫君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（門別孝志君） 先ほども

ちょっと申し上げたのですけれども、どうしても狭いところについては、今も通行どめをしてっております。

今おっしゃられたとおり、広い通りでも思い切って一部区間を通行どめして、大型車両を入れることによって効率を上げるということを今後ちょっと検討してまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 168ページ、住宅費にかかわってお伺いします。

住宅リフォーム……。

○議長（古舘繁夫君） ちょっと待って。ページ数、ごめんなさい、もう1回。

○2番（大江道男君） 166でした。166ページ、住宅費。

住宅リフォーム促進補助金2,100万円に対して、3月5日から申し込みが受け付けられていると思いますが、現時点でどこまで申請があるのか。さらに、2,100万円の予算に対して、あとどのぐらいまで予算が残っている状態なのかというのを聞かせてください。

○議長（古舘繁夫君） 住宅建築主幹。

○住宅建築主幹（佐藤 修君） お答えをいたします。

現在、3月19日までのお申し込みにつきましては、44件でございます。補助金ベースにつきましては、約1,660万円、残り440万円となっております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2年目はどうなのかということで少し心配しておりましたが、申し込み開始からちょうど2週間で残り440万円程度と。あと、4月6日の申込期限までいきますと、折り返しまで行っていない、17日ぐらいあるという状況です。

そうなりますと、昨年もそうでしたが、当

初予算、不足を来して補正という場面がございました。今回、もしかしたら聞き漏らしたのかもしれませんが、仮に2,100万円を申請額が超えるというふうになりますと、昨年同様に補正額が組まれるということを期待しているのですが、既に表明されているのかもしれませんが。その場合、私が聞き漏らしたということですが、確認のために、予算措置についてどのようにお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 原課としましては、昨年同様に補正をしていただきたいという御要望を上げようと思っております。財政等の部分の、その分の町の部分についてはちょっと、お答えできませんので、原課としては、そういう状況が出てくれば、補正をお願いしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 担当の思いは伺いました。予算を握っているのは別だということなので。

私は、3年間の制度ということなので、一気に変えることはできないのだろうというふうに思っております。まして現在冷え切った町の経済を掘り起こそうという景気刺激策でもあるという点で、これは、最終的には町長の、当然の御決断だと思いますが、昨年同様措置されるべきだというふうに思うのですが、お考えを聞かせていただければと。

最後になりますので、確かに3月5日から4月6日という申込期限がございますが、商工会議所からの要請もあり、随時受け付け、さらには限度額を引き上げるというようなことも考える段階に来ているのかもしれないという思いがあるのですが、町長の思いを聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 予算審議されている中、申し込みを受け付けるというのは、これは議会の皆さんの御理解があつて、今の状態は先ほど主幹のほうから答弁させていただ

いた状況ということで、1年目も2,900万円弱だったと思いますけれども補助金を出して、約3億円の総体の事業費ということで、経済効果も大きかったのだという一定の評価をしております。

そして、ことしは施工業者の皆さんのアンケート調査もとりまして、ちょっと見ましたら、非常に、2年目は施工業者の方も積極的に営業に歩いておられるというようなことで、もう一度、去年よりはまた違う形で掘り起こしができているのかなと思います。

いずれにしろ、3年間は同じ制度でやっていきたいと思ひますし、件数がふえて予算をオーバーするような事態が出てくると、また議会の皆さんに御相談をさせていただいて、補正という道をとらせていただきたいなど。その時点でまた御相談をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

この町の施工業者のみでできるという制度でありますから、恐らく地域でお金が回ることだろうと思ひますので、そういう経済効果も非常にあるということでもありますので、前向きに考えていきますので、どうか議会の皆さんにも受けとめていただきたいなと、そういった際にはぜひお願いしたいと、そのように思ひます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、土木費を終わります。

次に、9款消防費、170ページから171ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、消防費を終わります。

入れかえのために休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

10款教育費、172ページから203ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、教育費を終わります。

次に、11款公債費、204ページから205ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、公債費を終わります。

次に、12款職員給与費、206ページから207ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、職員給与費を終わります。

次に、13款予備費、208ページから209ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、予備費を終わります。

以上で、一般会計、歳出の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳入に入ります。

歳入は、一括して20ページから73ページまでの質疑を許します。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 39ページの地方交付税でありますけれども、御存じのように、国のほうは平成24年、25年の2カ年、復興財源確保のために国家公務員の給与削減を行っております。これによって、交付税の単位費用等への影響があるのではと私自身は思っているところでありますけれども、今回積算した地方交付税の37億4,000万

円、この中に、そういう影響を及ぼす積算なのか、それとも、全く、そういった影響については、現時点では一切積算の中に入っていないのか、その辺についてをお尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 地方交付税の関係であります。復興とはまた別枠で考えるということで、今回の地方交付税の中にはそういった財源としては見込んでおりません。

ただ、地方再生対策事業費と、それから地域活性化雇用対策費、これは縮減をすることが言われております。それからもう一つ、包括算定経費の減ということも見込まれているということで、昨年度より3,000万円、普通交付税を減額見込みということでございます。

職員給与費については、その分は、地方の職員給与費については直接影響しないという判断の中で、今回の算定には含んではおりません。

御理解いただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

これで、議案第28号平成24年度美幌町一般会計予算についての質疑を終わります。

議案第29号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま

す。

これで、議案第30号の質疑を終わります。

議案第31号平成24年度美幌町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号平成24年度美幌町公共下水道特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第32号の質疑を終わります。

議案第33号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第33号の質疑を終わります。

議案第34号平成24年度美幌町水道事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 499ページの給水収益でございますけれども、今回、新年度から、地下水を利用している大口利用者の料金について、条例でも制定されていますけれども、この給水収益の中には、そういう切りかえによって大口利用者が上水のほうに切りかわるような、そういう、収入でプラスになるような部分が要素として積算されているのかどうかについてだけ質問したいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 地下水から

の利用転換については考慮しておりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） 参考のため聞かせてください。

509ページの水道未普及地域解消事業なのですが、前年度に引き続き、この中身は十分理解しているところなのですが、未普及地区の残りのところほどのぐらい、何キロとか、長さを教えていただければ。それと、その対策は今後どのようにしていくのかお聞かせください。（「他の地域」と呼ぶ者あり）ええ。今回の予算の中ではなくて、他の地域です。

○議長（古舘繁夫君） 水道主幹。

○水道主幹（澤島雅俊君） 今の御質問ですけれども、現在、水道の事業認可区域として拡大しているのが、今回整備する豊幌地区と、あと、報徳の一部と都橋でございます。今現在、整備が可能となるのが、残っているのが報徳と都橋でございます。残りの地域については、まだ計画をしていないところでございます。

延長については押さえておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） まだ計画未定ということなのですけれども、住民のほうから何も言われていないのかどうなのか。

それから、今回の未普及地区解消事業の終了後、このやっぱりメーター数がふえるわけですから、それに対する水道料金の関係はどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 水道主幹。

○水道主幹（澤島雅俊君） 今の御質問ですけれども、ほかの地域からの要望というのは、今現在来ている状況ではございません。

あと、残事業についても、今現在、ほかの検討もされている状況はございませんので、今のところ整備も含めて予定はしてございま

せん。

よろしく願います。

あと、料金につきましては、基本的には3年か4年の範囲で、事業と収益と比較いたしまして、料金値上げがこの4年間であるかないかという判断をしてございますけれども、今、大口利用者の使用等もあわせて見直しをして、ここ4年間は料金についての改定の予定はございません。

よろしく願います。（発言する者あり）失礼いたしました。

今回の未普及地に係る事業費についての影響での料金値上げについては予定はしてございません。

よろしく願います。（発言する者あり）

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 未普及地の豊幌地域につきましては、完了後の部分の料金というのは見ております。

それと、それに伴う料金に見合う部分の維持管理が、今後はどういう形の部分で影響してくるかというのは今後検討していきたいと思えます。要は、料金の部分の中で、維持管理を含めてそれがペイするような、そういう地域ではございません。全体の給水事業の中でその分を考えていくということでございます。

○議長（古館繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） よくわかりました。できるだけ早目に、全体的な水道料金の関係もわかり次第、ことしできるのか来年でできるかわからないのですけれども、経過を見てみないとわからないという話ですので、その辺がわかり次第、またお教えいただければありがたいなと思えますけれども。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 毎年、決算時期におきましては、そういう形の部分の見直しを随時しておりますので、決算時期については、今後の、健全化計画等いろいろな形

のフローの部分で今ありましたけれども、それを踏まえた中でお示しできると思えます。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、議案第34号の質疑を終わります。

議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第35号の質疑を終わります。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 2時41分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員